

## お知らせ掲示板

### くらし

#### 11月は固定資産税第3期の納期です

納期限は11月30日です。納期限までに支払ってください。市税の納付には、便利な口座振替・自動払込みをご利用ください。希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、お近くの金融機関、郵便局またはインターネットで申し込みください。

また、スマホ・タブレット端末を利用して、クレジットカードによる納付もできます。

詳しくは、市ホームページへ。  
[クレジットカード納付] [Web口座振替登録]



(納税課 ☎328-2204)

#### インターネットで取引される儲け話「情報商材」にご注意!

「情報商材」とは、副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウ等と称して、インターネット等を通じて販売される情報のことです。

##### 【トラブルの要点】

- ・「情報商材」は、インターネットからPDFファイル等の電子媒体で得られるため便利である反面、事前に内容を確認できません。そのため、「毎日数分の作業で高額収入を得られる」などの宣伝文句だけが判断材料になり、「実際は価値のない内容で全く儲けられなかった」等のトラブルが発生しています。

- ・販売する個人、サイト業者、カード会社、海外の決済代行会社等が複雑に絡み、返金交渉が困難なケースが多くあります。

##### ➔トラブル防止のポイント

- ・簡単に高額収入を得られることは決してありません。
- ・儲け話や成功例を強調する誇大広告には気を付けましょう。
- ・少しでも怪しいと思ったら、契約しないようにしましょう。

消費者トラブルで困ったら、一人で悩まず、迷わず消費者センター(☎353-2500 平日午前9時～午後5時)へ。

#### 国民年金保険料の控除証明書は年末調整や確定申告で必要です

国民年金保険料を納付した方へ、日本年金機構より「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

##### 【送付時期】

- ・1月1日～9月30日に納付した方: 11月上旬
- ・10月1日～12月31日に今年初めて納付した方: 来年2月上旬

☎控除証明書専用ダイヤル(☎0570-003-004(ナビダイヤル)、050から始まる電話の場合は☎03-6630-2525)、または熊本西年金事務所国民年金課(☎353-0142)

(国保年金課 ☎328-2280)

#### 市場公募債(熊本市債)を発行します

☎【募集期間】11月11日(水)～19日(木) 【発行日】11月27日(金) ☎発行額: 100億円/償還条件: 10年満期一括償還/利率: 固定金利/利払日: 年2回(毎年5月27日、11月27日)/購入単位: 1万円～、1万円単位

取扱金融機関など詳しくは、市ホームページへ。

(財政課 ☎328-2085)

#### 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充

生産性向上特別措置法に基づく認定を受け、新たに取得した固定資産に限り、特例措置の対象を「事業用家屋」と「構築物」まで拡充します。

##### 【適用期間】

認定後～令和3年3月31日までに取得した資産で、その翌年度から3年分(固定資産税課 ☎328-2195)

#### 都市計画税率の変更

都市計画税は市街化区域内の土地や家屋に課税され、道路や下水道、公園などの都市基盤整備の貴重な財源となっています。

熊本市税条例の改正により、令和3年度から都市計画税の税率が0.3%(現行0.2%)に変わります。

(固定資産税課 ☎328-2195)



### くらしの中の人権 84

#### 女性に関する人権問題

女性に関する人権問題については、いまだ数多くの課題が残されています。これは、主たる要因として人々の意識や行動、社会制度、慣行等の中に、「男性は主たる役割・女性は補助的役割」といった性別によって固定的に役割を分担する考え方が根強く残っていることで、あらゆる分野で個性や能力を発揮しようとしている女性の活躍を阻害している現状があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外出自粛等によって、生活不安・ストレス等からDV被害の深刻化が懸念されている他、女性の人権を侵害するセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産に伴うマタニティ・ハラスメント、ストーカー行為、性暴力等は、決して許されるものではありません。

本市では、男女共同参画センターはあもにいを拠点として男女共同参画に関する各種啓発事業や講座の開催に取り組んでいる他、関係機関と連携しDV被害者への支援等に取り組んでいます。

市民一人ひとりが人権尊重の意識を高めることにより、「誰もがともにいきいきと、個性と能力を発揮できるまち」を目指しましょう。

(人権政策課 ☎328-2333)

#### ごみの野外焼却は禁止です

ごみの野外焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により原則禁止されており、違反した場合は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます(法人は、3億円以下の罰金)。

野外焼却により発生する煙は、人体に有害な物質を含んでいる恐れがあるだけでなく、その煙や臭いによって、「窓を開けることができない」、「洗濯物に臭いがつく」など周辺住民の方に迷惑をかけることもあります。ごみは正しく処理しましょう。

(事業ごみ対策室 ☎328-2365)

#### TO熊カードの払戻期限は来年3月31日まで

☎TO熊カード(磁気カード式乗車券)の残金の払い戻しは来年3月末までです。残高のあるTO熊カードをお持ちの方は発行元の事業者窓口で手続きをしてください ※TO熊カードの残金がプレミアム額を下回る場合は払戻しできません 持身分証明書または印鑑 ☎お手元のTO熊カード裏面の連絡先へ

(交通局総務課 ☎361-5233)

#### 私有地の樹木などは適切な管理を



私有地内の樹木などの管理が不十分で、道路上に張り出していると、歩行者や自動車などの通行や見通しの妨げとなり、交通障害となるだけでなく、重大事故につながる恐れがあります。このような樹木などが原因で道路上の事故が発生した場合は、所有者の責任が問われる場合があります。樹木などの所有者の皆さんには、剪定や伐採などの適切な管理をお願いします。

(土木管理課 ☎328-2468)

#### 住居表示整備事業実施を延期します

中央区世安町・十禅寺町地域で実施を予定していた住居表示整備事業(住所を分かりやすくするための事業)は、新型コロナウイルス感染症対策の取り組みを優先して行うため、延期しま

す。今後の予定は決まり次第、お知らせします。

(地域政策課 ☎328-2031)

#### 社会福祉法人等の指導監査結果を公表しています

令和元年度に実施した社会福祉法人等の指導監査結果を市ホームページに公表しています。また、情報公開窓口(市庁舎13階)にも設置しています。

(指導監査課 ☎328-2336)

#### 第25回「草枕」国際俳句大会表彰式

☎11月7日(土)午後1時～3時 ☎くまもと県民交流館パレオ9階第1会議室(中央区手取本町8-9) ☎入賞者の表彰、外国語部門入賞作品の紹介、選者による講評 ☎「草枕」国際俳句大会実行委員会事務局(☎352-7300)

※今年は当日投句部門の開催はありません。

(文化政策課 ☎328-2039)

#### つながりの森づくり補助金

☎住宅や事業所の敷地に樹木を植栽される方へ補助金を交付します ☎①個人の住宅または共同住宅の敷地に、植栽面積10㎡以上の規模※で樹木を植栽する方: 最高5万円/②事業所の敷地に植栽面積15㎡以上の規模※で樹木の植栽をする方: 最高30万円/③生垣を延長5m以上設置する方: ブロック塀撤去は最高5万円、生垣は最高7万円 ※樹木の高さ・本数に応じて植栽面積に換算します ☎植栽前に申請要

(環境共生課 ☎328-2352)

#### 交通遺児援助基金

☎【援助の内容】①就学援助金の支給: 交通遺児の小・中学校入学および中学校卒業時に就学援助金を支給②図書カードの支給: 教育用品購入補助として、交通遺児に図書カードを支給 ☎市内に住む小・中学生で、交通事故で親を失った方、父または母が交通事故で重度の後遺障害を患った方

##### ■基金へのご協力を

この援助は、皆さんから協力いただいた交通遺児援助基金で運営しています。この基金にご協力いただける方は、市庁舎1階ロビーの募金箱へ募金いただくか、電話で生活安全課へ。

(生活安全課 ☎328-2397)

#### 植木土地区画整理事業の未着手施行区域の縮小など都市計画変更に関する説明会

長期未着手となっている植木土地区画整理事業施行区域の縮小と関連する都市計画道路の一部を廃止する都市計画変更に関する説明会を行います。

日時 11月26日(木)午後2時～、午後7時～  
11月28日(土)午後2時～、午後7時～

場所 植木文化センター文化ホール

申込 希望する説明会の前日までに氏名、人数、住所、電話番号、希望の日時を電話またはファクス(272-1119)で植木中央土地区画整理事業所へ(植木中央土地区画整理事業所 ☎272-1113)

### 委員募集

#### 熊本市生物多様性推進会議

「熊本市生物多様性戦略～いきもん つながる くまもとCプラン～」の着実な推進を図るため、その評価および推進管理を行うとともに、必要な事項を審議するための委員。

任期 委嘱日～令和5年(2023年)3月

対象 市内に住むか通勤・通学する18歳以上で、熊本市議会議員または熊本市職員(臨時職員を含む)でない方

定員 2人以内(書類・面接による選考)

詳しくは、市ホームページまたは環境共生課(☎328-2352)へ。